主文

被告人を懲役4年6月に処する。

未決勾留日数中70日をその刑に算入する。

押収してある柳刃包丁1丁(平成13年押第1576号の1)を没収する。 理由

(犯行に至る経緯)

被告人は、昭和35年11月、A(旧姓B。以下、「A」という。)と婚姻し、そば店を営みながら生活し、2人の娘をもうけ、婚姻による2人の娘の独立後は本件犯行当時まで住居地においてAと二人で暮らしていた。被告人とAは、仲の良い円満な夫婦であった。

Aは、平成5年2月、胃にガンが見つかり、同年3月、胃の3分の2を摘出する手術を受け、退院後は、通院の上、抗ガン剤による治療を受けながら、自宅で療養し、被告人は家事の分担をするなどAを気遣いながら生活をしていた。

ところが、平成12年2月中旬、Aの左乳房にガンが見つかったため、Aは再度入院することになった。被告人は、これにショックを受けたものの、何とか治癒してほしいと願い、Aの看病にあたるため、経営していたそば店を同年2月末日をもって閉店し、毎日のように病院に通い、Aに付き添って献身的に看病を続けた。Aは、同年3月、左乳腺部の摘出手術を受け、同年4月の退院後は、被告人とともに二女夫婦が当時居住していた宇都宮の家で生活し、穏やかな日々を過ごした。被告人は、快復への希望を抱いたが、その一方で、ガンが再発するのではないかとの不安を拭い去ることができずにいた。

安を拭い去ることができずにいた。 ところで、同年8月に二女の夫の転勤に伴い、二女夫婦が横浜市の社宅に転居 し、いずれ社宅から退去する必要があったこともあって、同年9月ころ、Aととしるの間で、二世帯住宅を建築し、二女夫婦と同居する話が持ちあがった。被告人これに異論はなく、条件に合う家を探したがみつからず、結局、平成13年2月これに異論はなく、条件に合う家を探したがみつからず、結局、平成13年2月これにより、Aは、この二世帯住宅に入居できる日を心待ちにしていた。とになり、Aは、この二世帯住宅に入居できる日を心待ちにしていた。被告人にこのころになると、安定していたAの病状が悪化し始め、左手首から左肩にはかられるようになり、Aは、強い痛みを訴えるとともに、この腫脹部分に関連や洗濯などの家事全部を引き受けてAの世話をするとともに、この腫脹部分認とが再発して増大しているかもしれないとの不安を強め、医師にその原因を確かとりしたものの、明確な回答を得ることはできず、Aは助からないのではないが頭をよぎるようになった。

Aの病状は、同年5月中旬以降、さらに悪化し、始終痛みを訴え、床に伏せりがのちにないった。被告人は、Aの快復を願い、平成12年の方で、好している深夜警備の仕事をしながら、その看病を続け、めらり、平成13たの時間居住するから、建替えに要する数か月の期間居住するためののでを探している。同年6月であるためは、あるました。自然のでは見からない。自然のでは一次では一次では一次では一次では、一次できないと、るでは、一次できないと、できないと、できないと、できないと、できないと、できないと、できないと、できないとのでは、下見の際が、は、中人には、下り、は、下見の際が、は、中人には、下り、引くとした。しかし、一方の状況に不古ならにており、引くされ、たちらもできなどのアパートの状況に不古ならにており、引くされ、おいると、をは、一人悩むようにないが、転居してしまえば急激に入るにといが強くなり、一人悩むようになった。

そして、Aは、同年6月25日から27日まで、入院の上、新たに強力な抗ガン 剤の投与を受けたが、退院後は、今までよりも強い痛みを訴えるようになった。被 告人は、引っ越しの準備を進めざるを得ない状況の中で、Aの病状がさらに悪化し たのをみて、Aの与後の病状に対する不安を一層募らせるようになった。

同年6月29日午後10時ころ、被告人とAは、自宅2階の部屋で床についた。 被告人は、目をつぶったAの顔がやつれ、眉間にしわが寄っているのを認め、引っ 越せば、Aがさらに弱って入院し、体中に管を付けられて、痛い、新しい家に行き たいと言いながら死んでいくのかなどと思い、Aに対し、Aの病気や将来に対する 不安を漏らしたが、Aが馬鹿なことを言わないでなどと答えたため、それ以上話す のを止めた。ほどなく、Aと被告人は眠りに落ちた。 被告人は、同年6月30日午前4時ころ、ふと目を覚まし、Aを見た。すると、普段苦痛に耐えるような顔をしているAが気持ち良さそうな顔をして寝ており、被告人は、そのようなAを見ているうち、気持ちよさそうにしているうちにあの世に逝かせてやった方が、これ以 上苦しむこともなく,幸せなのではないかなどという思いに駆られ,とっさにAを 殺害することを決意し、階下調理場から柳刃包丁等を持ち出した。 (罪となるべき事実)

被告人は、平成13年6月30日午前4時10分ころ、東京都中央区ab丁目c番d号被告人方において、就寝中の妻A(当時64歳)に対し、その前胸部を所携 の柳刃包丁(刃体の長さ約21.1センチメートル,平成13年押第1576号の 1)で数回突き刺し、よって、同日午前4時20分ころ、同所において、同女を上 大静脈及び肺刺創による失血及び呼吸不全により死亡させて殺害したものである。 (量刑の理由)

- 本件は,前記犯行に至る経緯記載のとおり,妻である被害者が闘病に苦しむ姿 に心を痛めていた被告人が、就寝中の被害者の安らかな顔を見ているうち、このま まあの世に逝った方が幸せなのではないかなどと考え、被害者を殺害したという事 案である。
- 被告人は、全く無防備な状態にある就寝中の被害者に対して、刃体の長さ約2 1センチメートルの鋭利な柳刃包丁で、身体の枢要部である前胸部を突き刺 し、目を覚ました被害者から抵抗されたにもかかわらず、さらに、数回前胸部を突き刺し殺害している。本件犯行の結果は重大であるし、被告人の加えた攻撃は複数回に及び、被害者が絶命するまでに味わった、精神的、肉体的苦痛も相当なものであったことが認められることも併せ考慮すると、犯行態様もよくないといわざるを 得ない。

そして,本件犯行当時,被害者の乳ガンは末期状態にあったとはいえ,被害者 がすぐに死に至るという状態にはなく、医師からそうした説明を受けたわけでもな かったのであって、被告人が将来を完全に絶望せざるを得ないほどに追い詰められ た状態にあったとはいい難いところである。また、被害者は、末期ガンの痛みに苦しみながらも、なお快復への希望を捨てず、二世帯住宅を建築し、二女夫婦や孫と生活していくことを心待ちにするなど前向きに生きていたものであって、本件は、 被害者の心情や希望に反し、被告人自身の独自の思いや価値観に基づいて行われた短絡的犯行であるといわざるを得ない。

また,信頼していた被告人から,前記のような方法で一命を絶たれた被害者の 驚愕や恐怖の気持ちは察するに余りあるし、父親である被告人から母親である被害 者を奪われた娘2人も相当な衝撃を受けている。

以上によれば、被告人の刑事責任は、重大である。 3 他方、被告人は、前記犯行に至る経緯のとおり、被害者の数度に及ぶ入院中はもとより、その退院後も、被害者に対し、愛情をもって接し、献身的に介護を続け てきたもので、二世帯住宅の話が持ち上がってからは、新居への入居を心待ちにしていた被害者のために、少しでも快適な転居先を探そうと腐心していたことが認め られるし、また、鑑定書によると、客観的には、被害者の予後は、薬剤の効果など によって異なるものの、主に肺の状態からみて、一般的には数か月以内と考えられ るとされていて、被告人の抱いた被害者の病状への危惧感と符合するところもあり、そうした中で被害者の病状が悪化し、特に、新たな抗ガン剤に切り替えた後、激しい痛みを訴え、痛み止めの薬を服用しても効かないような状態となったため、 被告人なりに被害者を慮り、発作的に被害者を殺害するに至った本件の経緯や過程 をみるとき、長年連れ添った最愛の妻を柳刃包丁で一思いに殺害しようとした被告 人の心情について、同情すべき面が存することは否めない。さらに、被告人は、犯 行後自ら110番通報して、臨場した警察官に自首し、その後も一貫して事実関係 を認め、公判廷においても被害者に対して申し訳ないと思っていると述べるなど真摯な反省の態度を示しているし、被告人に前科前歴はなく、これまでまじめに 会生活を送ってきたこと、2人の娘も、父親のつらかった気持ちは分かってあげたいし、何よりたった1人の大事な父親であることには変わりはない、何年も社会に 戻れないような重い罰を受けるのでは、必死になって母親を気遣ううち、追い詰め 被告人が重い罰を られてしまった父親があまりにかわいそうであるなどと述べて, 受けることを望んでいないことなど被告人にとって酌むべき事情も認められる。 そこで、以上の諸事情を総合考慮すると、前記のような本件犯行の結果、態様 等に照らすと、被告人の刑事責任は重いといわざるを得ず、相応長期の懲役刑は免

れないというべきであるが、刑の量定に当たっては、先にみた被告人にとって酌むべき事情も十分考慮した上、被告人に対しては主文の刑に処するのが相当であると判断した。

(求刑 懲役6年, 柳刃包丁1本の没収) 平成13年11月19日 東京地方裁判所刑事第9部

裁判長裁判官 安井久治

裁判官 宮武 芳

裁判官 鎌倉正和